

1. 議事日程

〔令和7年第3回安芸高田市議会9月定例会第1日目〕

令和7年9月8日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	認定第1号	令和6年度安芸高田市一般会計決算の認定について
日程第4	認定第2号	令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第5	認定第3号	令和6年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
日程第6	認定第4号	令和6年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
日程第7	認定第5号	令和6年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
日程第8	認定第6号	令和6年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について
日程第9	認定第7号	令和6年度安芸高田市中馬財産区特別会計決算の認定について
日程第10	認定第8号	令和6年度安芸高田市横田財産区特別会計決算の認定について
日程第11	認定第9号	令和6年度安芸高田市本郷財産区特別会計決算の認定について
日程第12	認定第10号	令和6年度安芸高田市北財産区特別会計決算の認定について
日程第13	認定第11号	令和6年度安芸高田市来原財産区特別会計決算の認定について
日程第14	認定第12号	令和6年度安芸高田市船佐財産区特別会計決算の認定について
日程第15	認定第13号	令和6年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について
日程第16	認定第14号	令和6年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第17	同意第17号	安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について
日程第18	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第19	承認第3号	専決処分した事件の承認について 【令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）】
日程第20	議案第53号	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第21	議案第54号	第3次安芸高田市総合計画基本構想について
日程第22	議案第55号	安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
日程第23	議案第56号	安芸高田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
日程第24	議案第57号	安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例
日程第25	議案第58号	財産の取得について（救助工作車購入）

- 日程第26 議案第59号 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）
 日程第27 議案第60号 令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 日程第28 議案第61号 令和7年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 日程第29 議案第62号 令和7年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	益 田 一 磨	2番	佐々木 智 之
3番	熊 高 慎 二	4番	浅 枝 久美子
5番	小 松 かすみ	6番	南 澤 克 彦
7番	山 本 数 博	8番	新 田 和 明
9番	山 根 温 子	10番	児 玉 史 則
11番	大 下 正 幸	12番	熊 高 昌 三
13番	宍 戸 邦 夫	14番	金 行 哲 昭
15番	秋 田 雅 朝	16番	石 飛 慶 久

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

9番	山 根 温 子	10番	児 玉 史 則
----	---------	-----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
教 育 長	猪 掛 公 詩	危 機 管 理 監	神 田 正 広
総 務 部 長	新 谷 洋 子	総務部政策統括監	佐々木 満 朗
企 画 部 長	高 下 正 晴	市 民 部 長	内 藤 道 也
福祉保健部長兼福祉事務所長	井 上 和 志	産 業 部 長	小 櫻 静 樹
建 設 部 長	佐々木 宏	消 防 長	吉 川 真 治
教 育 次 長	柳 川 知 昭	会 計 管 理 者	竹 本 繁 行
代表監査委員	品 川 忠 治	総 務 課 長	玉 井 郁 生
財 政 課 長	沖 田 伸 二	政 策 企 画 課 長	黒 田 貢 一
監査委員事務局長	大 崎 健 治		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（5名）

事 務 局 長	高 藤 誠	事 務 局 次 長	國 岡 浩 祐
総 務 係 長	日 野 貴 恵	主 事	波多野 奈 美

主 事 實 村 峻

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

- 石 飛 議 長      定刻になりました。ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回安芸高田市議会  
定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。  
高藤事務局長。
- 高藤事務局長      諸般の報告をいたします。  
第1点、市長、教育長、代表監査委員及び選挙管理委員会委員長より、  
本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されて  
おります。  
第2点、市長より、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不  
足比率について、報告がありました。  
第3点、監査委員より、令和7年7月分の例月出納検査の報告がありま  
した。  
それぞれ、写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承くださ  
い。
- 以上で、諸般の報告を終わります。

- 石 飛 議 長      以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 石 飛 議 長 日程第1、会議録署名人の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、9番
山根議員及び10番 児玉議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2      会期の決定

- 石 飛 議 長      日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いた  
いておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めま  
す。

大下議会運営委員長。

- 大下議会運営委員長      おはようございます。  
令和7年第3回定例会の運営につきまして、去る8月8日及び9月1日に  
議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告をいたしま  
す。  
会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から9月29日  
までの22日間といたしました。議事の都合により、9月9日から11日、13  
日から15日、18日から28日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、認定14件、同意1件、諮問1件、承認1件、議案10件でございます。

議案審議につきましてでございますが、お手元の付託表のとおり、認定第1号から第14号までの14件につきましては、提案理由説明の後、監査報告、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託いたします。

また、議案第59号から第62号までの4件につきましても、提案理由説明の後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。

次に、議案第53号及び54号の2件は、提案理由説明の後、質疑を受け、総務文教常任委員会へ、議案第55号及び第56号の2件は、提案理由説明の後、質疑を受け、産業厚生常任委員会へそれぞれ付託することといたしました。

同意1件、諮問1件、承認1件、その他の議案2件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

次に、一般質問の取扱いについては、13名からの通告でありましたので、通告順に、9月12日を7名、9月16日を6名といたしました。

以上、報告を終わります。

○石 飛 議 長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は22日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

| | | |
|-------|-------|--|
| 日程第3 | 認定第1号 | 令和6年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第2号 | 令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第3号 | 令和6年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第4号 | 令和6年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第5号 | 令和6年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第6号 | 令和6年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第7号 | 令和6年度安芸高田市中馬財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第8号 | 令和6年度安芸高田市横田財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第9号 | 令和6年度安芸高田市本郷財産区特別会計決算の認定について |

- 日程第12 認定第10号 令和6年度安芸高田市北財産区特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第11号 令和6年度安芸高田市来原財産区特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第12号 令和6年度安芸高田市船佐財産区特別会計決算の認定について
- 日程第15 認定第13号 令和6年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第14号 令和6年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○石 飛 議 長 日程第3、認定第1号「令和6年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、日程第16、認定第14号「令和6年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの14件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 皆さん、おはようございます。

先ほどは29日までの22日間の会期を決定をいただきました。どうかよろしくお願いいたします。

先日、国政のほうでは、石破首相が辞意を表明されたということで混沌としておりますけども、安芸高田市制においては滞ることなく前に進めていきたいと思っておりますので、どうか引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

認定第1号から第14号は、地方自治法第233条、第3項及び地方公営企業法第30条、第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、令和6年度安芸高田市一般会計、そして各特別会計、各財産区特別会計、下水道事業会計の決算の認定を求めるものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員から、本案14件に関する審査意見の報告を求めます。
品川代表監査委員。

○品川代表監査委員 決算審査意見の報告を行います。

令和6年度安芸高田市会計、下水道事業決算審査並びに決算に基づく健全化判断比率等の審査を、宍戸監査委員と実施して、合議に達しましたので、お手元の意見書で概要を説明をいたします。

最初に、各会計歳入歳出決算審査の意見です。

表紙から4枚目の1ページが審査の概要、2ページからが審査の結果であります。審査に付された各会計歳入歳出決算書及び附属書類が関係法令に準拠して作成されているかを確認をいたし、計数の正確性を検証す

るとともに、例月現金出納検査の結果を踏まえ、関係職員の説明を求めるなどして実施をいたしました。

審査の結果、決算関係書類は、関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は正確であることを認めました。

また、予算の執行は、おおむね適正であると認めました。以下、前年度と比較して決算の分析をしておりますので、詳細は御覧ください。

47ページからが、むすびでございます。決算の状況は、一般会計、特別会計を合わせた総額では、形式収支、実質収支はいずれも黒字で、単年度収支は赤字となりました。

また、市債の借入残高は190億8,486万9,000円と、前年度より8.0%減少し、滞納金は5億445万4,000円と、前年度より21.3%増加しております。普通会計の財政構造を見ますと、財政力指数は0.338で、前年度より0.009ポイント改善いたしましたが、経常収支比率は92.9%で、前年度より0.8ポイント悪化しております。

意見として、人口減少や少子高齢化による財政状況に触れて意見を結んでおります。

次に、下水道事業決算審査の意見です。

表紙から4枚目、1ページが審査の概要及び結果であります。

審査に付された決算及び附属書類について、計数の正確性を検証するとともに、関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを審査するため、関係職員の説明を求めるとともに、総勘定元帳その他、会計帳票及び関係証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施いたしました。

審査の結果、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は正確で、当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を明瞭に表示しているものと認められました。

以下、前年度と比較して分析しておりますので、詳細は御覧ください。

16ページが、むすびです。当年度の経営成績は1億9,818万8,868円の純利益となり、また、キャッシュフロー計算書で見ると、営業活動によって財務活動を行うことができっております。下水道は市民生活に欠かすことのできない事業であるため、将来を見据えた持続的な経営基盤の強化等に取り組まれることを期待します。

最後に、健全化判断比率審査の意見です。

表紙から3枚目の1ページ、2ページが審査の概要及び結果であります。

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令等に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、関係職員の説明を求め、審査を実施しました。

審査の結果、健全化判断比率及び資金不足比率は、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成され、その計数は正確であることを認めました。

また、いずれの指標も早期健全化基準及び経営健全化基準を下回って

おります。今後とも財政の健全化に留意しながら、財政運営に努めていただきますと思います。

以上、決算審査の概要とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、審査意見の報告を終わります。
これより、本案14件に対する一括質疑を行います。
質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。
質疑はありませんか。
(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。
本案第14件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。
ここで、説明員退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時14分 休憩

午前10時14分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 同意第17号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について

○石 飛 議 長 日程第17、同意第17号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 本案は、安芸高田市農業委員会委員の定数等に関する条例の一部改正により、農業委員の定数が1名増員になったことに伴い、新たに吉田町の竹丸政春さんを任命したいとするものです。

農業委員会等に関する法律第8条第1項に基づき、議会の同意を求めます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。  
お諮りします。この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。  
(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。  
これより、同意第17号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。



日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 石 飛 議 長 日程第18、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 本案は、令和7年12月31日で任期満了となる小路順子さんを、引き続き推薦したいとするものです。  
人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めます。  
御審議のほどよろしく願いいたします。
- 石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。  
お諮りします。この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。  
(異議なし)
- 石 飛 議 長 異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。  
これより、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を採決いたします。  
本件は、これに同意することに御異議ございませんか。  
(異議なし)
- 石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。



日程第19 承認第3号 専決処分した事件の承認について【令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）】

- 石 飛 議 長 日程第19、承認第3号「専決処分した事件の承認について【令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）】」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 本件は、空調機器の修繕等に伴う費用を、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ追加したものです。  
地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年8月10日付で専決処分をしましたので、承認を求めます。御審議のほどよろしく願いいたします。
- 石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 それでは、要点の説明をします。  
このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ783万9,000円を追加し、予算の総額を199億9,235万2,000円とした

ものです。これは市が管理している施設の空調機器の故障が相次ぎ、修繕等に要する経費を追加したものです。厳しい暑さが続く中、熱中症の対策としても緊急を要したことから、8月12日付で専決処分いたしました。

内容については、説明資料のほうを御覧ください。

このページの歳出のところに記載をしておりますが、関係する施設は全部で8施設あります。内容については、この説明欄に記載のとおりでございます。

それでは、補正予算書のほうにお戻りください。10ページ11ページです。

歳入ですが、19款の繰入金は、財政調整基金繰入金を783万9,000円増額しました。

続いて、13ページをお開きください。

歳出ですが、地域活動拠点施設費から、最下段の中学校施設設備等管理整備事業費にかけて計上している事業費は、先ほどお示した各施設の空調機器の修繕料及び工事請負費です。

以上で要点の説明を終わります。

○石 飛 議 長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

金行議員。

○金 行 議 員

今の説明ですが、このたび、非常に暑さが続きまして、非常に専決処分ということで部長からの説明がございましたが、これは完全にその修理、修繕は終了しとるのでしょいか。1点お聞きします。

○石 飛 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長

全ての施設についてというところは、現在のところは確認はできておりませんが、こういう暑い中で専決をしてというふうなことでありましたので、すぐに発注にかかるようにというふうなことは指示をしております。

企画部のところについては、個別に申し上げることができるんですが、今、契約をして、今は、その工事の準備をしているところです。少しサッカー公園のところについては、中のところ、ただ取り替えて済むというふうなことではないようですので、今、急ぎ、空調の設備の入れ替えのほうをしているというふうなところであります。

ほかのところについて、もし個別にということがあれば、個別に聞いていただければと思いますが、急ぎ発注をして進めようとしているということでございます。

以上です。

○石 飛 議 長

金行議員。

○金 行 議 員

個別でいうことですが、特に教育関係のほうの分はどうかとります

か、1点お聞きします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 教育委員会の関係につきましては、愛郷小学校のほうはブレーカーの修繕ということで、既に終了しております。

それからその下、甲田中学校についても、職員室のエアコンの修理ということで、既に終了しております。

以上です。

○石 飛 議 長 ほかに質疑はありませんか。

南澤議員。

○南 澤 議 員 すみません、まず本会議なんで、3回しか質疑ができないと思いますので、複数質疑をいたしますので、適宜お答えいただければというふうに思います。

まず、1点目です。まず、5つの部門で、価格の低いもので20万、高いもので261万8,000円という補正額が計上されておりますが、それぞれこの価格差はどのようにして生じているのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

また、予備費で3,000万円ほど、2点目、予備費で3,000万円ほど計上されていると思うんですが、これを予備費で対応ではなくて、補正予算で、専決処分とされた理由についてお聞かせください。

3点目です。本件、緊急性を要するということで、専決処分をされていると思うんですが、契約については、入札にされたのか、随意契約で行われたのかについて、お聞かせください。

4点目です。これ入札が恐らく緊急性があるので、随契にされたのではないかなというふうに思うんですが、そういった場合は、やはり競争が働かなくなって、入札の競争が働かなくなることによって、コストが高くなってしまいうことが可能性としてあるのではないかなというところを懸念します。

公共の施設で使われているエアコンですので、耐用年数は一般のものよりも随分長いだろうというふうに思うんですが、この辺の計画的な更新計画とか、メンテナンスの計画があるのか。メンテナンスの計画があれば、その4月、5月とか、これから秋口とかの、エアコン業者の閑散期と呼ばれる時期に、定期的にメンテナンスをしていって、こういうことが起きないようにしていく必要があるのではないかなというふうに思うんですが、その辺りを含めて、計画についてお伺いします。

最後、今回、需用費と工事費、それぞれ別れて計上されているんですが、その違いについてお聞かせいただければというふうに思います。

以上、お願いいたします。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長　まず、価格差がそれぞれどのように生じたかということですが、やはり空調機といっても、個別の部屋につけるような、エアコンのような類のものであったり、あとは埋め込み式になっていて、構造からいじらないと更新できないものというのがありますので、そういったことで価格差があるというふうなことです。

それから、続いて予備費を使わずにこれを行った理由ということですが、金額が780万円余りというふうな金額のことになりました。今後、まだ年の半分というところですので、どういったことがあるかも分からないといったことから、やはり予備費もそうなんですが、専決という形で、予算を付けてというふうな形でやるべきだろうというふうに判断をして、この先の、いつ使うようになるか分からんというふうなことを懸念して、このような対応にしております。

それから、個別、入札にしたのか随意契約にしたのかというところについては、個別のところは、ちょっと私のほうで把握はできておりませんが、やはり南澤議員おっしゃったように、緊急性を要するものということですので、随意契約のその理由の中に、緊急性を要するというふうなものがあります。ですから、恐らくこれを使っているはずですが、もし違う部門があれば、各部のほうで、この後違うというふうに言っていたくことにしたいと思います。

それから、継続的なメンテナンス計画があるのかということですが、基本的には、これはあります。ただ、施設が、どの施設も大分古くなってきていて、急に壊れるというふうなことがあったりしますし、ここ数年の暑い気候とかいうふうなこともあって、負荷がかかっていたということもあるのかもしれませんが、こういったことがないようにしないといけないのですが、やむを得ないときにはこういった対応になるかなというふうに思います。

あと需用費とそれと工事請負費というふうなところについては、財政課長のほうから言ってもらっても。じゃあ財政課長のほうから説明します。

以上です。

○石 飛 議 長　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

沖田財政課長。

○沖田財政課長　需要費と工事請負費の違いは、50万円を境に、超えているものを工事請負費、それ以下のものを需用費という形で計上しておるという状況でございます。

○石 飛 議 長　随意契約について、各所属で補足説明がありますでしょうか。

では、以上で答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員　御説明ありがとうございました。もう1点で、この中でリストアップ

されているところの中に、八千代フォルテのホールもエアコンが故障していて、一部使えないというような状況になっているかと思うんですけども、こちらのほうが、今回、専決の対象になっていないのはなぜかをお聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
柳川教育次長。

○柳川教育次長 八千代のフォルテにつきましては、一部使えないといいますか、正確には、空調機3台ございまして、そのうち2台は稼働しております。うち1台が修繕が必要な状態でしたが、これについては、このたび、9月の補正予算で計上させていただいております。3つあるうちの2つは稼働しておりますので、全てが悪いわけではないということで、専決から外しております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
小松議員。

○小 松 議 員 産業部の向原農村交流館「やすらぎ」の261万8,000円の工事の内容について、詳しく教えてください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 向原町の「やすらぎ」なんですけれども、大型のエアコンが7機あるんですが、そのうちの3機が壊れたもので、それを取り替えるという工事内容になります。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁は終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。  
お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、承認第3号「専決処分した事件の承認について【令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第53号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第21 議案第54号 第3次安芸高田市総合計画基本構想について

○石 飛 議 長 日程第20、議案第53号「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例」の件及び日程第21、議案第54号「第3次安芸高田市総合計画基本構想について」の2件を、一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 議案第53号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

第54号は、現行の総合計画の計画期間終了に伴い、新たにスタートする第3次安芸高田市総合計画を策定するに当たり、その基本構想部分について、議会の議決を求めるものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第55号 安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日程第23 議案第56号 安芸高田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

○石 飛 議 長 日程第22、議案第55号「安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」の件及び日程第23、議案第56号「安芸高田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の2件を、一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 議案第55号は、システム標準化に合わせて、印鑑登録証明書の性別欄を廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。

第56号は、子ども・子育て支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、国の基準に基づき、本市における条例を制定するものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長      以上で、提案理由の説明を終わります。  
これより、本案2件に対する一括質疑を行います。  
質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。  
質疑はありませんか。

○益 田 議 員      議案第56号の、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例と、これの第1条から第4条における最低基準という文言があるかと思います。これは乳児または幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう、とあるんですが、これが、1点目、具体的に何を指すのかをちょっと教えていただきたいなと思います。

2点目で、第3条の2で、最低基準を常に向上させるように努めるものとする、というのが、具体的にどのような事象を指すのかを教えていただきたいなと思います。

3点目、常についていうこの表現ですね、現状、具体的にどのぐらいの周期で見直しですとか、向上を想定しておられるのかだけ、この3点ちょっと、簡単にお伺いできればと思います。

○石 飛 議 長      ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
益田議員、再度質疑をお願いいたします。

○益 田 議 員      まず、第1条から第4条において、最低基準について文言があるかと思います。で、一応、2条のところに説明として、乳児または幼児の遊び及び生活の場の提供とか、並びにその保護者の面談及び当該保護者への援助をいうと、記述があるんですけども、これが本市において、いわゆるどういうふうな事例を具体的に指すのかをちょっと教えていただきたいなと。どういうものを想定しているかというのが1点です。

2点目は、第3条の2のところで、最低基準を常に向上させるように努めるものとする、というところも、本市において具体的にどのような事象を指すのか。これを、詳細をちょっと教えていただけたらなと思います。

3点目の、この常について、この具体的な、どのぐらいの周期で見直しだったりとか、そういうものを想定されているのか、向上をする周期というのがどのぐらいなのかを3点目で伺いたいなと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長      質問に対し、答弁を求めます。  
井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長      お答えいたします。最低基準の目的というところで、具体的にどういったものかということですが、これにつきましては、通園幼児、それから、それ以外の幼児、それから保護者に対する相談、支援という

ことで記載しております。

それから、最低基準を常に向上させるように努めるものとするというところですが、これにつきましては、この条例というのは、ほかの保育所であったり、認定こども園であったりというところと同じ、同様の基準を設けているものでございます。で、その基準を常に、最低基準でなくて、それを向上させるということで記載しております。

それから常にというのは、最低でも年に1回は見直しを行って、その基準を満たしているかどうかというのを確認していただくということで記載しております。

以上でございます。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、産業厚生常任委員会に付託して審査をすることにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第57号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長 日程第24、議案第57号「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 本案は、市営住宅のうち、八千代町中山住宅について、用途廃止をするため、所要の改正を行うものです。御審議のほどよろしく願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

佐々木建設部長。

○佐々木建設部長 それでは、要点について説明をします。今回用途廃止します八千代町勝田の中山住宅は、耐用年限を経過し、現在入居者はありません。このため、本市の公共施設等総合管理計画にも沿って、用途廃止をするため、条例の2ページ、別表から削るものです。

今後については、用途廃止後、アスベスト調査、解体工事のための設計を行い、今年度中での解体を予定しております。

以上で、要点の説明を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。
これより、議案第57号「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第58号 財産の取得について(救助工作車購入)

○石 飛 議 長 日程第25、議案第58号「財産の取得について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 本案は、救助工作車の取得について、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

吉川消防長。

○吉川消防長 それでは、要点について説明いたします。説明資料を御覧ください。  
契約の目的は、救助工作車1台の購入です。契約方法は、指名競争入札、契約金額は、1億9,976万円です。契約相手は有限会社エヌ・エス・エスです。

概要については、更新する救助工作車は2007年2月の登録後、15年以上が経過し、車両更新計画に基づき更新整備し、安全な災害対応を図るものです。

装備の特徴としまして、キャabinはキャブオーバー・ダブルキャブ形で、ハイルーフ、総重量11トン未満であり、中型運転免許書取得者で運転可能とし、四輪駆動車で悪路に対応。ギアチェンジはオートマチック、またはセミオートマチックで、運転のしやすさを重視いたしました。

車両の装備として、クレーン、ウインチ、夜間の活動を想定した照明装置を装着し、救助用資機材として、重量物排除、切断用、破壊用器具等を積載しております。

納入期限は2027年3月31日です。

以上で、要点の説明を終わります。

- 石 飛 議 長      以上で、要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
熊高慎二議員。
- 熊高(慎)議員      入札の執行状況を見させていただきましたけども、物価高騰の中で、予算とともに装備を検討されたと思いますが、装備の特徴としてですね、2007年の救助工作車と比べ、より高性能になっているのか、また、予算内で諦めた装備があるのか、お伺いいたします。
- 石 飛 議 長      ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
吉川消防長。
- 吉川消防長      救助工作車の前回の車両と大きな違いについては、キャビン内が広くなりまして、車内で呼吸器を背負うことができたり、潜水事案においては、ウェットスーツを着装することができるなど、現場到着までに活動準備ができ、到着後にスムーズな活動ができるようになっております。  
また、搭載資機材については、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令により定められておりまして、積載資機材は大きく変更はございませんが、最新の機器の導入や、小型化、軽量化されるなど、隊員の安全や負担の軽減になっております。  
何よりも救助能力の向上が期待できると考えております。  
以上です。
- 石 飛 議 長      以上で、答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
南澤議員。
- 南 澤 議 員      救助工作車の購入ということで、これまで使っていた車両については、どのような形になりますでしょうか。
- 石 飛 議 長      答弁を求めます。  
吉川消防長。
- 吉川消防長      更新される車両についてですが、国際貢献による海外への寄贈、あるいはオークションへの出品など、選択肢は複数ございます。来年度末の更新でございますので、それまでにしっかり検討していきたいと思っております。  
以上です。
- 石 飛 議 長      以上、答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
熊高昌三議員。
- 熊高(昌)議員      指名業者が8社ということで、応札業者が3業者ということですが、指名業者全ての業者名を示していただきたい。そして、落札率について、幾らで落札したかということをお聞きしたいと思います。
- 石 飛 議 長      答弁を求めます。  
吉川消防長。
- 吉川消防長      まず、入札、指名競争、指名業者8社でございますが、選定の基準と

いたしまして、入札参加資格者名簿に搭載されたもので、安芸高田市に本店を有しているもの。また、中型車に分類される救助工作車の販売が可能なものとして、有限会社高田オート、ゲイビ車両株式会社、有限会社アオイ、イマムラ商会、株式会社向原モータース、有限会社エヌ・エス・エス、有限会社アートモータース、株式会社武田建設、以上の会社でございます。

入札率につきましては、98.08%となっております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第58号「財産の取得について（救助工作車購入）」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第59号 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）

日程第27 議案第60号 令和7年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第28 議案第61号 令和7年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第29 議案第62号 令和7年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）

○石 飛 議 長 日程第26、議案第59号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件から、日程第29、議案第62号「令和7年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの4件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 まず、議案第59号は、人事異動に伴う人件費の減額や、施設の修繕に

係る費用等を、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するほか、債務負担行為を補正するものです。

第60号は、子ども・子育て支援金制度対応に係るシステムの改修費用等を、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

第61号は、令和6年度交付金の精算に伴う返還金等を、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ追加するものです。

第62号は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入について、営業外収益を増額し、支出について、営業費用を増額、営業外費用を減額するものです。

また、第4条に定めた資本的収入及び支出の収入及び支出について、それぞれ減額するものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。
これより、本案4件に対する一括質疑を行います。
質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。
質疑はありませんか。
 (質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。
以上で、質疑を終結いたします。
本案4件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査をすることにいたします。
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
次回は、9月12日午前10時に再開いたします。
本日は、これにて散会いたします。
御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時56分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員